

史跡杣山城跡ガイダンス施設開館記念式典・講演会業務委託
仕様書

1 業務名

史跡杣山城跡ガイダンス施設開館記念式典・講演会業務

2 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

3 適用

本仕様書は「史跡杣山城跡ガイダンス施設開館記念式典・講演会業務」に適用する。

4 実施概要・日程等

(1) 記念式典

ア 日程 令和8年秋ごろ

イ 参加人数 案内状送付者 50人程度

ウ 実施概要 町長式辞、議長挨拶、記念行事（テープカット等）、ガイダンス施設見学等を想定。

エ 実施場所 史跡杣山城跡ガイダンス施設で実施。

(2) 記念講演会

ア 日程 令和9年3月ごろ

イ 収容可能人数 500人

ウ 実施概要 史跡杣山城跡をテーマとした講演会

エ 実施場所 南越前町文化会館大ホールで実施。

5 業務内容

(1) 記念式典

- ・式典の事前準備、進行、運営管理その他これらに付随する業務を行うこと。
- ・式典に必要な看板等を作成すること。
- ・式典進行の司会台本を作成し、司会者を配置すること。
- ・式典に必要な会場設営・撤去、音響設営・調整・撤去その他これらに付随する業務を行うこと。方法については、発注者と協議すること。

(2) 記念講演会

- ・本講演会の企画を立案・制作すること。

- ・中世城郭や中世考古学に専門的知見を有する講師（学術経験者等）を1人必ず配置すること。また、参加者の関心喚起及び広報効果を高めるため、テレビ等のメディア出演があり、広く一般に認知されている出演者（以下、「有名人」という。）を必ず1人以上配置すること。有名人の出演形式は以下のいずれでもよいものとする。

ア 司会を兼務する形式

イ 司会とは別にゲストとして登壇する形式

なお、上記イの形式を選択する場合は、講演会全体の進行を適切に行える司会者を別途1人必ず配置すること。

出演者（講師、有名人、司会者）の役割（講和、対談、司会、コメンテーター等）を提案書において明確に提示すること。

- ・出演者（講師、有名人、司会者）の連絡調整を行うこと。
- ・講演会の開催運営を行うこと。（会場に設置されている音響設備は利用することができる。）

6 業務全体の運営管理

受託者は、業務実施体制、連絡調整体制、配置予定者及び実施スケジュール等の実施計画書を定め、全体の運営管理に努めること。

7 その他特記事項

- （1）受注者は、式典及び講演会を円滑に進めるため、適切な人数を配置すること。
- （2）受託者は、担当者と十分な協議を行いながら業務を進めること。
- （3）この仕様書に定めていない事項及び疑義が生じた事項は、協議の上決定する。

以上